

助成契約書

公益財団法人 笹川平和財団（以下「甲」という。）と、（貴団体名）（以下「乙」という。）とは、「事業名」事業（以下「本事業」という。）に対して、甲が乙に交付する助成金に関して、以下のとおり契約する。

（事業計画）

第1条 乙は、本事業を本契約書添付事業計画書（以下「計画書」という。）のとおり実施するものとし、その事業期間は次のとおりとする。

開始期日： 年 月 日

完了期日： 年 月 日

（支出計画）

第2条 本事業に係る支出計画は、本契約書添付事業経費予算書（以下「予算書」という。）のとおりとする。

（助成金の限度額）

第3条 甲が本契約に基づき乙に交付する助成金（以下「助成金」という。）の総額は、〇〇円を限度とする。

（助成金の使途）

第4条 乙は、助成金を予算書に基づき、本事業の実施のためにのみ使用するものとする。

（計画変更等）

第5条 乙が本事業の内容、事業期間または予算の変更をしようとするときは、予め事業計画等変更申請書を甲に提出し、甲の書面による承認を得なければ、これを行うことができない。但し、予算の同一中科目内の小科目間の変更については、この限りではない。

（助成金の交付）

第6条 甲は、助成金を次のとおり分割して、以下に記載する振込先、または本契約の締結後に乙から甲に随時書面で指定される振込先に振り込む方法により、乙に交付するものとする。乙は、最終回の分割金に限り、その交付申請書を甲に提出するものとする。

第1回 本契約締結日の翌月末日 円

第2回 中間報告書の提出後、検収日の翌月末日

円

(振込先)

銀行名：(銀行名 / 支店名)

口座番号：(普通・当座 口座番号)

口座名義人： (口座名義人)

2 乙は、前項に定める助成金の収支を独立して記帳するものとする。記帳は全ての支払を明記するとともに、その支払に係る証憑類を全て保管するものとする。

(事業の中間・完了報告)

第7条 乙は、以下の日程に従って報告書を甲に提出するものとする。

中間報告書 提出日： 年 月末

(報告対象期間：第1条記載の開始期日から 年 月末まで)

完了報告書 提出日： 年 月 日

2 前項に定める2回目の中間報告書の報告対象期間の末日において、本事業の進捗状況が計画よりも遅延していることが見込まれる場合は、甲は当該末日及び前項に定める中間報告書の提出日を適宜変更することができるものとする。

3 中間報告書は、1回目の提出においては収支状況をまとめた収支報告書を、2回目の提出においては本事業の実施内容の経過をまとめた事業報告書と収支状況をまとめた収支報告書をそれぞれ別紙1、別紙2に基づいて作成するものとする。

4 完了報告書は本事業の実施内容、成果と将来に及ぼす効果をまとめた事業報告書と収支報告書を、それぞれ別紙1、別紙2に基づいて作成するものとする。

5 乙は、甲が要請した場合、完了報告書とともに、甲に対して、合理的な数量の成果物(後で定義)の複製を提供するものとする。但し、複製等にあたり、乙に過大な負担を強いることになる場合は、甲及び乙にて対応を協議するものとする。

(監査)

第8条 甲は、前条の完了報告書の受領後、本事業費の総額を確定するために本事業およびその収支に関する監査を行い、その結果を乙に通知するものとする。但し、甲は、その判断により、かかる監査の実施を省略することができるものとする。

2 甲は、本事業の進行中に、本事業の適正な実施を確保するために特に必要と認めるときは、本事業およびその収支に関する監査を行うことができるものとする。

3 甲は、本事業の終了後5年以内に、前条の完了報告書の記載内容の正確性と完全性を確認するために必要と認めるときは、前2項の監査実施の有無にかかわらず、本事業の会計を監査することができるものとする。

4 乙は、前3項の監査の円滑な実施のために、本事業の進行中およびその終了後5年間、本事業に係る帳簿および証憑を保存し、さらに甲が必要または適切と認めるその他の資料および情報の提供、便宜の供与その他の協力をするものとする。

(助成金の精算)

第9条 本事業の完了前に乙が助成金の全部または一部を受領済の場合において、前条第1項の監査により適正と認められた本事業費の総額（または、かかる監査が省略された場合は、第7条の完了報告書記載の本事業費の総額）が既に交付を受けた助成金の額を下回ったときは、乙は甲に対しその差額を前条第1項の監査結果の通知を受けた日（または、かかる監査が省略された場合は、第7条の完了報告書を甲に提出した日）から30日以内に返還しなければならない。

2 乙は、前項により助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の前項所定の返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を甲に納めなければならない。

(契約の解除および助成金の返還)

第10条 乙が次の各号の一に該当する場合は、甲は、乙に対し書面による通知をして本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

- (1) 助成金の交付申請に関連して偽りその他不正な行為もしくは不作為があったとき
- (2) 助成金の全部もしくは一部を予算書に基づく本事業の実施以外の目的に使用したとき
- (3) 本契約の条項（第4条を除く。）に違反したとき
- (4) 本事業の実施に関連して違法または不当な支出その他の行為をしたとき

- (5) 本契約の定めに従った本事業の実施が見込まれないと甲が認めたとき
- (6) 乙が甲に提出した事業計画・予算に関する書類その他の書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき若しくは陥るおそれが認められるとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (8) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (9) 解散の決議をしたとき
- (10) 法令又は乙の定款に違反する行為があり、本事業の運営の適格性を著しく欠くと認められる場合
- (11) 甲の監査を拒み、妨げ又は忌避した場合若しくは監査に際して虚偽の報告・説明をした場合

2 前項に基づく本契約の全部または一部の解除の場合、甲は、乙に対して、本契約に基づき乙に交付済の助成金の全部または一部の返還を求めることができるものとする。その場合、乙は、甲の指示に従い、甲の指定する期日までに、これを返還しなければならない。

3 乙は、助成金の交付を受けた後、前項により助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した加算金を甲に納めなければならない。

4 甲は、前2項の定めにかかわらず、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

5 甲は、本条及び第20条に基づく本契約の全部若しくは一部の解除を行った場合、当該解除を行ったこと及びその理由について、甲のホームページ上の掲載その他の方法により公表することができる。

(公表)

第11条 乙が本事業に関し何らかの公表をし、または本事業の成果物（本事業の遂行により創出された報告書、資料、著作物、装置、動画、ソフトウェア等、ならびに原則として本事業で収集・生成された研究データを含むものとする。）（以下「成果物」という。）を公開または配信する場合には、乙は、本事業が甲の助成を受けたものであることを当該公表または公開物の中で明記するものとする。

2 甲は、甲が適切と認める時期に甲が適切と認める方法により、本事業に関する公表をすることができる。

3 乙は、科学的・技術的・社会的に重要な発見があった場合、公表の前に事前に甲に通知し、公表に当たっては、甲の事前確認を受けるものとする。

4 乙は、本事業の成果物の適切な管理及び利活用を促進し、公の利益のためにこれを利用可能にするよう努める。ただし、研究データの公開・共有に関しては、甲の承認を得た乙のデータ管理計画にしたがって取り扱うものとする。

(知的財産権)

第12条 本事業の成果物の著作権、特許権およびその他の知的財産権は、乙又は乙から製作委託を受けた者に帰属するものとする。

2 第11条4項の定めに関わらず、乙は、甲に対して、成果物の全部または一部を非営利目的で複製し、使用し、配布し、または甲のウェブサイト、定期刊行物もしくは他の出版物に掲載する非独占的、全世界的、無償かつ永久の権利を許諾し、またはかかる知的財産権者に許諾させるものとする。

3 第11条4項の定めに関わらず、乙は、甲の要請がある場合、本事業の成果物の全部または一部について、第三者に対して、成果物の全部または一部を無償または低廉な対価で、非独占的に、全世界において、利用することを許諾し、または知的財産権者に許諾させるものとする。

4 前2項に関わらず、成果物の全部または一部に、乙又は乙から委託を受けた者が本事業の開始以前から保有する知的財産権が含まれる場合は、乙は、当該部分について各項記載の利用を可能にするため最大限の努力を行う。

(知的財産権の放棄)

第13条 乙は、本事業の成果物に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲の書面による承諾を得るものとする。

(取得物件の管理及び処分)

第14条 乙は、本事業の実施により取得した物件については、事業が完了した日の属する事業年度の終了後5年間、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。ただし、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数が5年以内のものについては、その耐用年数に相当する期間とする。

2 乙は、本事業完了日から5年間、甲の書面による事前の承諾を得ずに、本事業の実施により取得した物件を譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、改造し、若しくは廃棄し、又は物件の使用目的の変更をす

ることはできない。

(代表研究機関および共同研究機関に係る共同研究契約等)

第15条 乙は、本研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないように、研究資金の送金や管理、研究の内容、本事業の実施により取得した物件の管理、秘密保持や知的財産の取扱いなどについて共同研究機関との間で共同研究契約等を締結し、本契約の内容が遵守されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(本事業の成果に関する不正な流出の防止)

第16条 乙は本事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。

2 乙は、不正に第三者への本事業の成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不作為者に対し、法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第17条 乙は、合併もしくは分割し、または第三者の子会社となった場合（乙の親会社に変更した場合を含む）は、甲に対してその旨を速やかに報告しなければならない。

2 乙が名称、定款、寄附行為、代表者若しくは住所を変更したとき又は解散したときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。ただし、助成金の交付日の属する事業年度の終了後5年を経過したときは、この限りではない。

3 甲が、本契約書に記載された乙の名称、住所（前項により変更の届出のあった場合にはその名称、住所）にあてて、乙に対する通知又は送付書類を発送した場合には、これらが延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、乙は延着又は不到達に対して異議を申し立てないものとする。

(現地調査等)

第18条 甲は、本契約の適正な履行の確保、または支払うべき金額の確定のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、または所属の職員及び甲が委嘱した者に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 甲は、共同研究機関および再委託先等に対しても、共同研究機関および再委託先等の事務所、事業場

等において本事業に関する帳簿類及び本事業の実施により取得した物件その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができるものとする。この場合において、乙は当該調査等を行うことについて、再委託先等が同意するように必要な措置をとらなければならない。

(協力事項)

第19条 乙は、知的財産権の利用状況調査、中間評価、終了時評価、追跡評価および追跡調査等に係る資料作成、情報の提供、ヒアリングへの対応ならびに委員会への出席等について乙の負担において甲に協力するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲および乙は、本契約の締結日において、自らまたはその役員、従業員、もしくは自らの経営に実質的に関与している者（以下「役員等」）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、犯罪組織、テロリストその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」）でないこと、並びに自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ保証する。

- (1) 反社会的勢力によって経営を支配され、または経営に実質的な関与を受けていること。
- (2) 不当な目的のために反社会的勢力の威力を利用すること。
- (3) 反社会的勢力に対して資金を供給し、または便宜を供与すること。
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲および乙は、相手方が前項の表明・保証に違反した場合は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

3 本契約当事者の一方が前項の解除権を行使した場合、他方当事者は、かかる解除権の行使により自らが蒙る損失・損害について、いかなる補償・賠償も請求することができない。

(不可抗力)

第21条 甲乙いずれも自己の合理的な支配を超える事由または事象（天災地変、火災、暴風、洪水、暴動または内戦、ストライキ、ロックアウトまたは他の労働争議、政府の行為、命令または規制を含むが、これらに限らない。）に起因する本契約上の義務（金銭支払義務を除く。）の不履行または履行遅滞の責任を問われない。

(疑義の解明等)

第22条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議して、これを解決するものとする。

(合意管轄)

第23条 甲及び乙は、本契約に関する甲乙間の紛争について、甲の住所地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに合意する。

※海外の団体に日本語の契約書を使う場合

(準拠法)

第24条 本契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈される。

本契約の締結を証明するため 本書2通を作成し、甲乙記名押印又はそれに代わる電磁的処理を施し、それぞれ保有する。

年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門 1-15-16
公益財団法人 笹川平和財団
理事長 角南 篤 ㊞

乙 (貴団体住所)
(貴団体名)
(貴代表者肩書・氏名) ㊞